

健康投資のすすめ

～健康会計で計測する企業健康投資効果～

ヒトは「人財」

「次の文章のカタカナ部分を漢字にせよ、『企業の発展はジンザイが決め手である』」という書き取りテストが出されたら、もちろん正解は「人材」である。手元の国語辞典には「人材：才知のすぐれた人物、人才」とされていた。「人材」の「材」の字は「材料」ではなく「才能」を意味するものようである。しかしながら、悲しいかな、「才知のすぐれた人物」は多数存在するわけではなく、それだけに「人材」が「決め手」となるということであろう。

「人材」を見出し、登用することの重要性を表す故事は数多く存在するが、企業活動においては、どこにいるかわからない隠れた「人材」を見出すことより、それぞれの企業の従業員を「人財」ととらえて、各自が持っている能力を育て、あるいは引き出して、それぞれの持つ能力にふさわしい活躍をしてもらうことの方が、より实际的、実効的であろう。

このように書くと、「人を『モノ』のように考えているのではないか」とお叱りを受けるかもしれないが、筆者の意図はそうではない。むしろ、最近では、「人材」が製品やサービスなどの「材料」のように扱われているように感じられてならず、この点を非常に危惧するものである。筆者は、企業にとって従業員は大事な「財産」であり、従業員の活躍のために使うお金は「経費」ではなく「投資」と考えることが重要であると考えているものである（もちろん、ここでいう「従業員」は「正規雇用者」のみに限定されるものではなく、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員など広く「非正規雇用者」と呼ばれる

人たちを含むものである）。

「人財」に投資をする「健康投資」

「人財」に投資をするというと、真っ先に思い浮かべる言葉は「教育投資」、「能力開発投資」であろう。実際、厚生労働省が行っている「能力開発基本調査」の平成18年度版を見ると、「労働者の能力開発は企業の責任」ないし「責任に近い」と回答した企業の割合は、正社員の場合で68.4%、非正社員の場合で51.8%になっており、さらに、今後については、正社員の場合で74.8%、非正社員の場合で56.9%が「企業の責任」ないし「責任に近い」ものとなると認識しており、企業は、教育投資、能力開発投資を積極的に進めていく姿勢がうかがえる。

教育は外部経済効果が大きいものであり、従業員の能力向上の効果が従業員個人に帰属するだけでなく、生産性の向上などの形で企業収益の拡大や経済全体の活性化につながる効果を持つものである。そのため、企業の自発的な教育投資、能力開発投資を待つだけでなく、中小企業のように、なかなか教育投資の原資を生み出すことが容易ではない企業に対しては、税制面から教育投資を支援する「人材投資促進税制」¹が設けられており、教育投資を促進する政策がとられている。

教育投資と同様に外部経済効果の大きなものとして、「健康投資」というものが考えられる。「健康投資」とは、企業が従業員の健康管理のために支出した費用や健康増進のために支出した費用を、従業員という「人財」への「投資」としてとらえるものである。

¹ 平成20年度の税制改正により、中小企業の単年度労働費用に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合、当該教育訓練費の総額の8～12%に相当する額が税額控除されることになった。

企業は、「職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」²とする法的な義務を負っているが、従業員が心身ともに健康に活動できる環境を整備することにより、生産性の向上や事業リスクの低減などを通じて企業収益も確保できる。同時に、従業員の満足度は向上し、企業の社会的評価は高まることになるので、企業はより積極的に健康増進活動を行う必要があると考えられる。また、日本経団連は、「職場の安全衛生、従業員の健康管理の充実」は企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の要素の一つであるとしている。法律に基づく義務を超えて、より積極的な健康投資が、企業の経営資源の強化と企業価値の向上に役立つものとして、その必要性は益々高

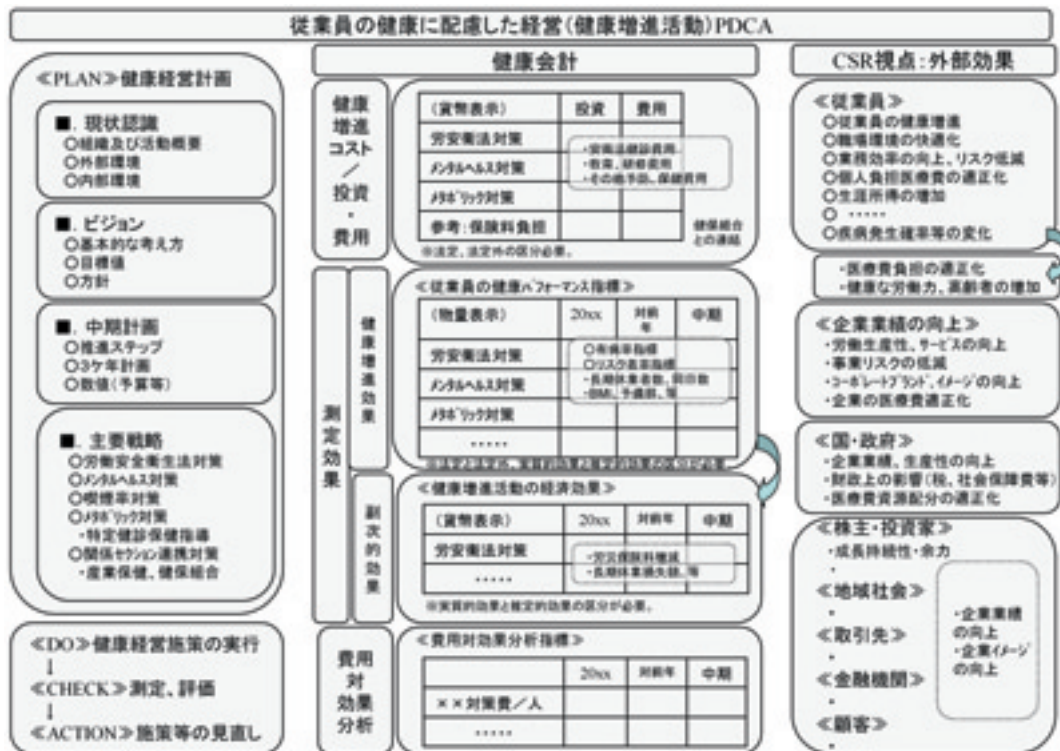
まっているといえよう。

財務会計・環境会計・健康会計の三位一体整備を

経済産業省では、「健康資本増進グランドデザインに関する研究会」（座長：田中滋慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授）を組織して、健康資本増進のために必要な環境整備として「健康会計（仮称）」を導入し、「頑張る企業」の取組を支援し、健康関連投資の効果の「可視化」を通じて健康関連投資の促進を図ることを検討している³。

研究会の座長である慶應義塾大学の田中教授によれば、「健康会計」は「環境会計」を参考に考案したもので、第1段階として、「従業員の健康に対す

『健康会計』イメージ案



(出典) 経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/kenkou_kaikei/index.html

² 労働安全衛生法第3条第1項

³ 経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/kenkou_kaikei/index.html 参照

る取組にかけた費用や、その他定性的事項について、健康報告書等の形で記載する」ことから始め、第2段階では、「費用対効果等、定量的な事項も記載」することにより、企業等と国民の健康増進への取組みのきっかけとしたいとしている。

企業活動は「ヒト、モノ、カネ」ということがよく言われる。「カネ」に関する財務会計はすべての企業が整備しており、「モノ」に関する環境会計も企業社会に着実に浸透し、環境報告書を作成している企業は数多い。「ヒト」に関する健康会計はこれからであるが、数年後には、健康会計も財務会計・環境会計と並んで、企業活動把握の重要なツールとなると考えられる。多くの企業が、財務会計・環境会計・健康会計の三位一体整備をすすめ、より積極

的に「人財」に投資をすることを望みたい。

【参考文献】

厚生労働省職業能力開発局「平成18年度 能力開発基本調査報告書」、2007年6月、厚生労働省
経済産業省中小企業庁「平成20年度税制改正の概要 <中小企業関係税制>」、2007年12月、経済産業省
田中滋「健康資本増進・健康会計について」、2008年3月、HCP研究会資料

(財団法人日本経済研究所調査局

研究主幹 高橋 啓)